

様式第1号の2(第4条の3関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画(変更計画)書

令和5年6月7日

(宛先) さいたま市長

提出者

住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町3-495鳥浅ビル4階

氏名 大成建設ハジツク株式会社 関東支店

支店長 石和田 良次

電話番号048-662-7700

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、令和3年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成・変更したので、提出します。

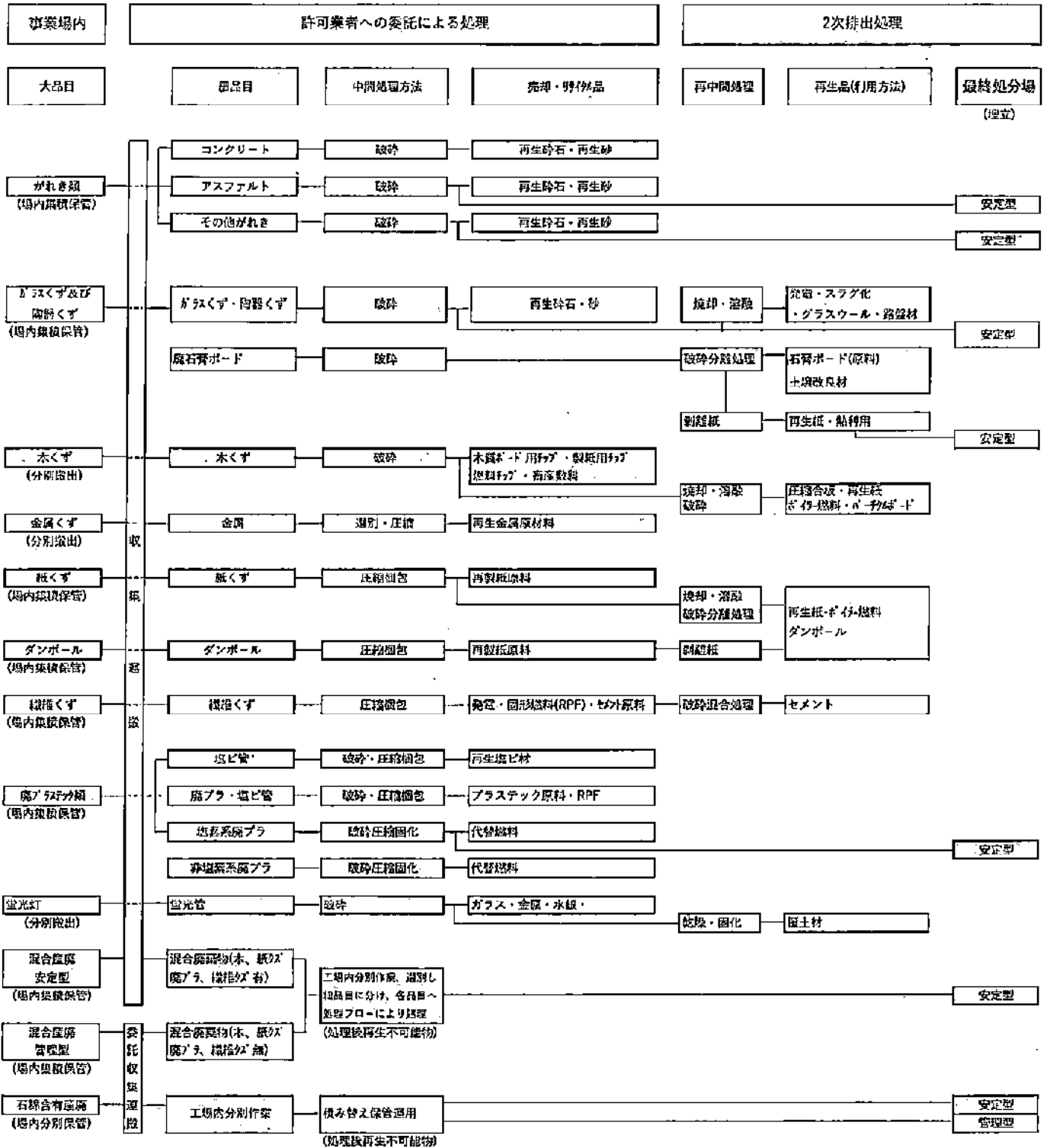
事業場の名称	大成建設ハジツク株式会社 関東支店
事業場の所在地	埼玉県さいたま市大宮区大成町3-495 鳥浅ビル4階
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	18億円
③従業員数	28人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

◆当事業場において現に行っている事業に関する事項

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

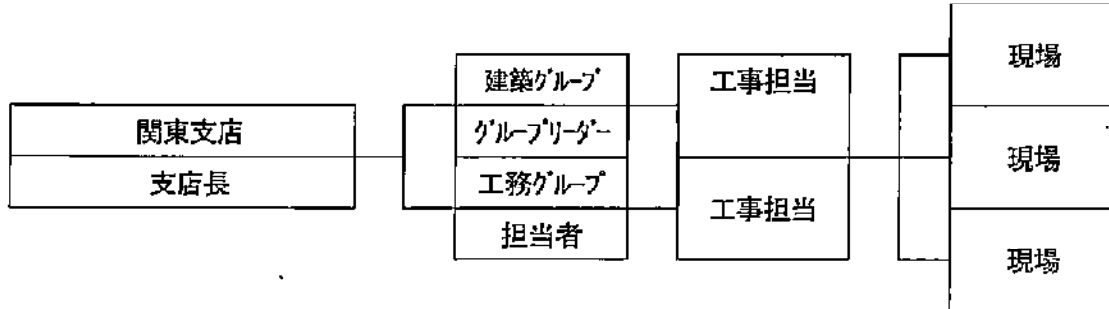


100%再生可能物
 100%再生不可能物

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	別紙の通り	別紙の通り
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・建設資材の過度の発注抑制による廃材発生削減 ・搬入資材の梱包材の削減及び床養生等の再利用 ・工事関係者への排出抑制に対する意識の啓発 		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	別紙の通り	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・工事関係者への3Rの啓蒙促進 ・過度な余剰材を発生させないチェック体制等による発注管理の強化 ・現状(これまでに実施した取り組み)の継続実施 		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：木くず、コンクリートがら、廃プラ他 取組：分別状況の確認、指導、発注材料の過剰納入防止チェック
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：木くず、コンクリートがら、廃プラ他 取組：分別ボード掲示による分別意識の向上と混廃の抑制

◆産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

2023年6月7日

【前年度(令和 4年度)実績】

(単位:t)

廃棄物の種類	産業廃棄物発生量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	11.0	11.0	0.0	9.0	0.0	0.0
紙くず	3.0	3.0	0.0	3.0	0.0	0.0
ダンボール	7.2	7.2	0.0	7.2	0.0	0.0
木くず	58.9	58.9	0.0	58.9	0.0	0.0
繊維くず	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0
金属くず	17.5	17.5	0.0	17.5	0.0	0.0
ガラスくず及び陶磁器くず	7.3	7.3	0.0	6.2	0.0	0.0
廃石膏ボード	8.4	8.4	0.0	7.3	0.0	0.0
その他がれき類	16.4	16.4	0.0	15.4	0.0	0.0
コンクリートがら	46.0	46.0	0.0	46.0	0.0	0.0
アスファルト・コンクリートがら	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混廃(安定型のみ)	3.6	3.6	0.0	3.4	0.0	0.0
混廃(管理型含む)	42.1	42.1	0.0	38.7	0.0	0.0
石綿含有産廃	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0
小 計	227.0	227.0	0.0	213.0	0.0	0.0

令和5年 さいたま市

◆産業廃棄物の処理の委託に関する事項

② 計画

2023年6月7日

【目標】

(単位:t)

廃棄物の種類	産業廃棄物発生量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	8.0	8.0	0.0	6.6	0.0	0.0
紙くず	3.0	3.0	0.0	3.0	0.0	0.0
ダンボール	7.0	7.0	0.0	7.0	0.0	0.0
木くず	56.0	56.0	0.0	56.0	0.0	0.0
繊維くず	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0
金属くず	18.0	18.0	0.0	18.0	0.0	0.0
ガラスくず及び陶磁器くず	6.0	6.0	0.0	4.7	0.0	0.0
廃石膏ボード	7.0	7.0	0.0	6.4	0.0	0.0
その他がれき類	13.0	13.0	0.0	9.5	0.0	0.0
コンクリートがら	44.0	44.0	0.0	44.0	0.0	0.0
アスファルト	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混廃(安定型のみ)	3.0	3.0	0.0	9.0	0.0	0.0
混廃(管理型含む)	34.0	34.0	0.0	23.8	0.0	0.0
石綿含有産廃	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	200.0	200.0	0.0	189.0	0.0	0.0

令和5年 さいたま市

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—t	—t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—t	—t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—t	—t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—t	—t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—t	—t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—t	—t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業者選定における有料業者の採用 ・処分場施設の実施確認による適正処理の確認 ・電子マニフェストによる集中管理の実施 			

◆産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

2023年6月7日

【前年度(令和 4年度)実績】

(単位:t)

廃棄物の種類	産業廃棄物発生量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	11.0	11.0	0.0	9.0	0.0	0.0
紙くず	3.0	3.0	0.0	3.0	0.0	0.0
ダンボール	7.2	7.2	0.0	7.2	0.0	0.0
木くず	58.9	58.9	0.0	58.9	0.0	0.0
繊維くず	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0
金属くず	17.5	17.5	0.0	17.5	0.0	0.0
ガラスくず及び陶磁器くず	7.3	7.3	0.0	6.2	0.0	0.0
廃石膏ボード	8.4	8.4	0.0	7.3	0.0	0.0
その他がれき類	16.4	16.4	0.0	15.4	0.0	0.0
コンクリートがら	46.0	46.0	0.0	46.0	0.0	0.0
アスファルト・コンクリートがら	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混廃(安定型のみ)	3.6	3.6	0.0	3.4	0.0	0.0
混廃(管理型含む)	42.1	42.1	0.0	38.7	0.0	0.0
石綿含有産廃	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0
小 計	227.0	227.0	0.0	213.0	0.0	0.0

令和5年 さいたま市

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・当社書式による委託契約書の作成、保管 ・産業廃棄物処理業者を含む現場関係者の教育 ・産業廃棄物処理業者の定期的な見直し ・電子マニフェストの100%完全継続実施 ・産業廃棄物中間処理場及び最終処分場の現地確認 		
※事務処理欄			

◆産業廃棄物の処理の委託に関する事項

② 計画

2023年6月7日

【目標】

(単位:t)

廃棄物の種類	産業廃棄物 発生量	全処理委託 量	優良認定処 理業者への 処理委託量	再生利用業 者への処理 委託量	認定熱回収 業者への処 理委託量	認定熱回収 業者以外の 熱回収を行 う業者への 処理委託量
廃プラスチック類	8.0	8.0	0.0	6.6	0.0	0.0
紙くず	3.0	3.0	0.0	3.0	0.0	0.0
ダンボール	7.0	7.0	0.0	7.0	0.0	0.0
木くず	56.0	56.0	0.0	56.0	0.0	0.0
繊維くず	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0
金属くず	18.0	18.0	0.0	18.0	0.0	0.0
ガラスくず及び陶磁器くず	6.0	6.0	0.0	4.7	0.0	0.0
廃石膏ボード	7.0	7.0	0.0	6.4	0.0	0.0
その他がれき類	13.0	13.0	0.0	9.5	0.0	0.0
コンクリートがら	44.0	44.0	0.0	44.0	0.0	0.0
アスファルト	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混廃(安定型のみ)	3.0	3.0	0.0	9.0	0.0	0.0
混廃(管理型含む)	34.0	34.0	0.0	23.8	0.0	0.0
石綿含有産廃	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	200.0	200.0	0.0	189.0	0.0	0.0

令和5年 さいたま市

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金(あるいは出資金)の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万㎡以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万㎡以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに、日本工業規格A4により作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「変更の概要」の欄は、処理計画の内容を変更する場合に記入することとし、その記入に当たっては、変更をした部分について、変更前及び変更後の概要を対照させること。
- 4 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額(前年度実績)、建設業における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関における病床数(前年度末時点)等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業所において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、再生利用業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者)への処理委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※事務処理欄は記入しないこと。